

慎重な参議院制度改革を求める意見書

(提出先)

衆議院議長
參議院議長

する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対し、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲又は違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度

協議会では有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区されることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配するという座長案が示された。

我々は参議院選挙区を考えるとき、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見いだすことは困難であると考える。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請

1、参議院選挙制度改革に
よつて、国におかれていは
次の事項につき特にご留意
いただくよう要請する。
役割について根本から議論
を行い、必要に応じて制度
改正を行うことであると考
える。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これから国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改正を行うことであると考える。

よつて、国におかれていは次の事項につき特にご留意いただきよう要請する。

当たつては、各都道府県単位の制度を堅持すること。

2、参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

9月定例議会における一般会計補正予算中、津野町若者定住促進住宅取得奨励金1件、100万円が企画雑入として処理されている。この奨励金は、町内に自らが定住する目的で住宅を新築、もしくは増築し、または新築住宅を購入したも

任は重大である。
今後においては若者定住への取組みを充実させるとともに、交付後の実態把握に努めること、また不正な交付申請に対しては厳しく対処することを強く求めるものである。

以上、決議する。

補助金の適正な執行を 求める決議

今般の交付決定の取消し及び返還が交付要綱第12条第1項第4、町長が奨励金の交付を不適当と認めるとき、という理由により生じたことは大変遺憾であり本奨励金の交付要綱や目的を大きく逸脱しており、非難のそしりを免れない。

平成26年9月12日